

**NISHISHIBA**

# グリーン調達ガイドライン

2024 年 4 月

西芝電機株式会社

## 目次

1. はじめに .....	2
2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」 .....	3
3. グリーン調達の目的 .....	4
4. グリーン調達の適用範囲 .....	4
5. 調達取引先様へのお願い事項 .....	5
5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進 .....	5
(1) 環境マネジメントシステムの構築 .....	5
(2) 環境基本方針の策定 .....	5
(3) 環境負荷低減活動の推進 .....	5
①気候変動への対応 .....	5
②循環経済への対応 .....	5
③生態系への配慮 .....	6
④その他マネジメント項目 .....	6
(4) 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進 .....	6
①納入品の含有化学物質についての管理体制の構築 .....	6
②納入品の含有化学物質管理 .....	6
5.2 納入品の環境品質確保のための契約の締結 .....	6
5.3 各種調査への協力 .....	7
(1) 調達取引先様の環境経営に関する評価 .....	7
(2) 納入品の含有化学物質（群）に関する調査 .....	7
(3) その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査 .....	7
《別表1》ランク A：禁止物質（群） .....	8
《別表2》ランク B：管理物質（群） .....	14
<b>付属資料</b>	
・ 様式1 取引先環境保全評価リスト .....	18
・ 様式2－1 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量調査書（和文） .....	20
・ 様式2－2 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量 対象品追加表（和文） .....	21
・ 様式2－1 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量調査書（英文） .....	22
・ 様式2－2 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量 対象品追加表（英文） .....	23

## 1. はじめに

---

西芝電機は東芝グループの一員として、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題の解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、東芝グループ独自の信頼性の高い製品とサービスで環境をはじめとする社会課題の解決をめざし、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、さらなる企業価値の向上を図っていかなければなりません。これらの達成には、長期的な視点で世界の潮流に対応していくことが重要と考えています。

そこで東芝グループでは、カーボンニュートラルや循環経済への対応等グローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン 2050」を策定しました。本ビジョンは「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の3分野への取組を推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。特に「気候変動への対応」については、当社グループ環境経営における最重要課題と捉え、2050 年度までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを実現することをめざします。本ビジョンは「東芝グループ環境基本方針」にも則しており、当社グループが描く、2050 年の「るべき姿」となります。

「環境未来ビジョン 2050」を実現するためにはサプライチェーン全体にわたる環境配慮が不可欠であり、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等を調達するグリーン調達は、東芝グループにとって優先度の高い取組となります。本ガイドラインでは、グリーン調達に関する東芝グループの考え方及び具体的なお願い事項について示させていただいています。

調達取引先の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

## 2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」

東芝グループの長期環境ビジョン「環境未来ビジョン 2050」は、「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的とし、持続可能な社会・すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。具体的には、事業活動及び製品・サービスにおける、気候変動や資源問題への対応、水資源や化学物質の管理、事業所内外における生物多様性保全活動を活動項目として設定しています。気候変動への対応については、2050 年度までにグループのバリューチェーン全体でカーボンニュートラルをめざすとともに、その通過点として、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 70% 削減（2019 年度比）することを目標としています。

本ビジョンの実現に向けては、行動計画「環境アクションプラン」を策定し、数年ごとに計画の見直しを行いながら、設定項目の活動推進及び進捗管理を行っています。

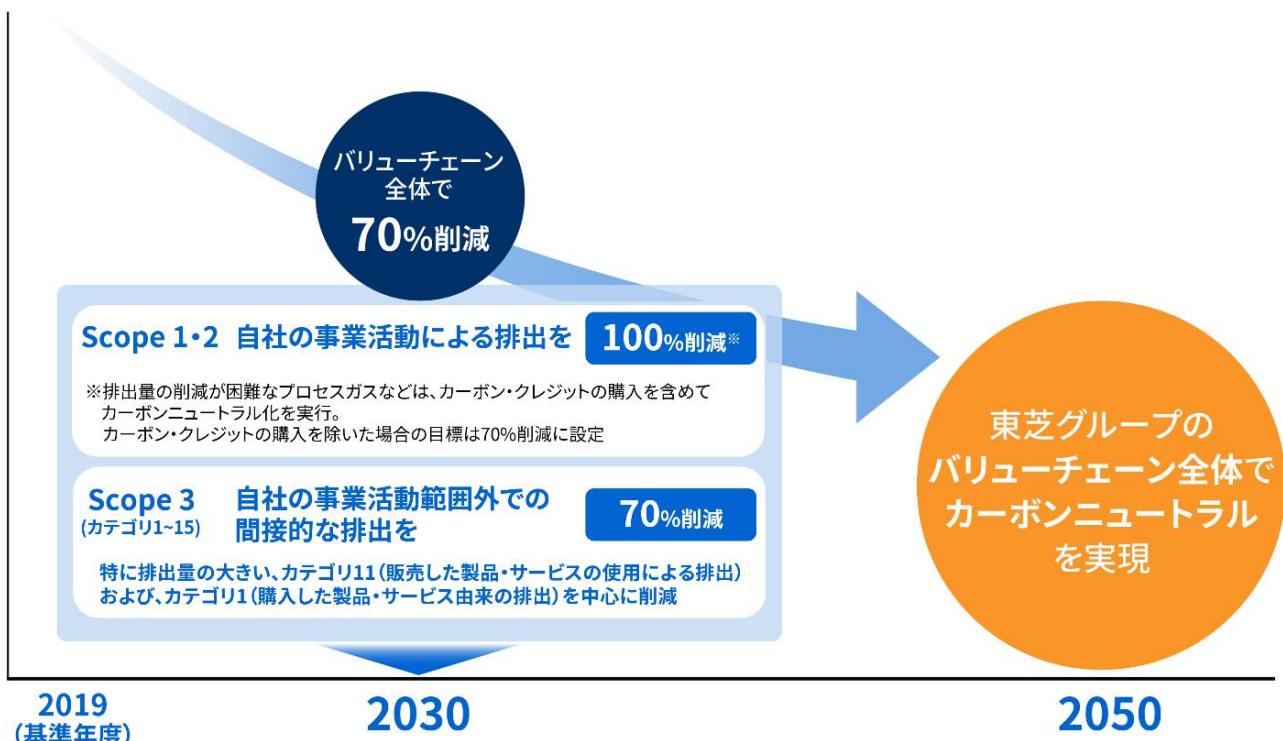
### ■東芝グループ環境未来ビジョン 2050



東芝グループ環境未来ビジョン 2050

<https://www.global.toshiba/jp/environment/corporate/vision/vision2050.html>

## ■カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標の内訳



## ■東芝グループ環境アクションプラン

<https://www.global.toshiba/jp/environment/corporate/vision/plan2.html>

### 3. グリーン調達の目的

東芝グループでは、調達取引先様との協働により、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等をご提供いただくことをめざします。それにより、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの創出を行い、「環境未来ビジョン2050」が描く、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を柱とする持続可能な社会の構築に貢献します。

### 4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインで示す内容は、東芝グループに納入いただく全ての製品、部品、材料等（以下、納入品）及びご提供いただくサービスに適用します。

## 5. 調達取引先様へのお願い事項

本項目では調達取引先様への具体的なお願い事項を記しています。東芝グループが定めるグリーン調達基準に則した活動を行っていただくとともに、納入品の環境品質確保のための契約の締結や、各種調査にご協力賜りますよう、よろしくお願ひします。また、皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインをご理解いただき、活動を推進していただくよう、要請をお願いします。

### 5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進

「環境未来ビジョン 2050」と連動する形で定めた以下の調達基準に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様から優先してお取引を進めさせていただきます(注1)。

#### (1) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001:2015 やそれに準ずる環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証等を通して当該規格への適合を実証できる、またはその準備を行っている。

#### (2) 環境基本方針の策定

環境に関する具体的な考え方を示した自社の環境基本方針を定め、社内で共有している。

#### (3) 環境負荷低減活動の推進

「環境未来ビジョン 2050」の施策である「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」に関連する以下の環境負荷低減活動を行っている。

##### ① 気候変動への対応

- ①-1-1 自社の事業活動による温室効果ガス排出（「Scope 1」（注2）および「Scope 2」（注3））の削減目標を立て、実績管理を行っている。
- ①-1-2 その目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 1.5°C に抑える水準と整合した目標」である（削減目安：毎年 4.2%以上の削減）（注4）。
- ①-2-1 自社の活動に関連する他社の温室効果ガス排出（「Scope 3」（注5））の削減目標を立て、実績管理を行っている。
- ①-2-2 設定した目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分下回る水準と整合した目標」である（削減目安：毎年 2.5%以上の削減）（注6）。
- ①-3 自社または自社バリューチェーンにおけるカーボンニュートラルをめざすことを宣言している。
- ①-4 自社の一次取引先様に温室効果ガス排出量の削減を要請している。

##### ② 循環経済への対応

- ②-1 自社事業活動における廃棄物の削減に向けて、活動目標（定量または定性）を立て、実績管理を行っている。
- ②-2 自社事業活動における廃棄物の削減の削減に努めている。
- ②-3 自社が製造または提供する製品・サービス及び梱包・包装材における資源循環および削減に向けて活動目標（定量または定性）を立て、実績管理を行っている（注7）。
- ②-4 自社が製造または提供する製品・サービス及び梱包・包装材について省資源化またはリユース化に取り組んでいる。

### ③ 生態系への配慮

- ③-1 自社事業活動における化学物質管理に関する活動目標（定量または定性）を立て、実績管理を行っている（注8）。
- ③-2 自社が製造または提供する製品・サービスにおける化学物質管理に関する活動目標（定量または定性）を立て、実績管理を行っている（注9）。
- ③-3 自社事業活動における水資源の適正管理に関する活動目標（定量または定性）を立て、実績管理を行っている（注10）。
- ③-4 自社生物多様性保全活動について活動目標（定量または定性）を立て、実績管理を行っている（注11）。

### ④ その他マネジメント項目

- ④-1 環境リスクに対する管理体制が構築され、予防措置及び是正措置の手順が整っている（注12）。
- ④-2 遵法管理を含めた環境関連教育を従業員向けに行っている（注13）。

## （4）西芝電機への納入品における化学物質管理の推進

環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入を推進するために以下の活動を行っている。

### ① 納入品の含有化学物質についての管理体制の構築

自社の化学物質管理規程等に対する不適合等が発生した際の対応手順が定めてあり、それを組織内の関係者に周知、徹底させており、原因究明と再発防止の策も併せて徹底している。

### ② 納入品の含有化学物質管理

納入品の含有化学物質を管理する目的で西芝電機が定める「ランク A(禁止物質(群))」及び「ランク B(管理物質(群))」の2つのカテゴリー（以下表）を認識のうえ、各々に属する化学物質を指定する「西芝電機環境関連物質リスト」（別表1及び2）に即して管理を行っている。

## ■化学物質管理上の2つのカテゴリー

区分	判断基準	該当物質(群)
ランク A (禁止物質(群))	西芝電機において、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品（包装材含む）への仕様が禁止または制限されている物質(群)	別表1
ランク B (管理物質(群))	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)	別表2

## 5.2 納入品の環境品質確保のための契約の締結

納入品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

## 5.3 各種調査への協力

上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」に関する調達取引先様の取組状況を確認させていただくために、以下を始めとする各種調査にご協力いただきます。

### (1) 調達取引先様の環境経営に関する評価

環境経営活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境経営に対する活動状況を定期的に評価させていただきます。回答結果によりランク判定を実施したうえで、高評価の取引様からの調達を優先させていただきます。評価結果が低い場合は、東芝グループにて改善活動を計画し、改善要請及び指導支援を実施する場合があります。また、改善要請及び指導支援をしたにもかかわらず改善計画通りに改善されない場合は、取引を停止させていただく場合があります。

### (2) 納入品の含有化学物質（群）に関する調査

調達取引先様からの新規調達品の設定及び既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。お願いする調査内容は、主に以下の項目です。

- ・【様式 2－1】環境関連規制化学物質含有有無及び含有量調査書
- ・分析評価結果の調査

### (3) その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

注1：調達取引先様の業態や、納入品の種類、必要性等に応じて、基準項目が異なる場合があります。また、基準項目は今後改訂する場合があります。

注2：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/estimate.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

注3：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/estimate.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

注4：本基準は SBT イニシアチブによって設定されている SBT 認定基準に対応。

SBT (Science Based Targets) とは、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求するために、企業が中長期的に設定する科学的根拠に基づいた温室効果ガス削減目標。現在企業には、バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量削減に向けて、取引先様との協働に基づいた SBT を設定することが求められている。

注5：Scope1、Scope2 以外の間接排出

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/estimate.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

注6：注4に同じ

注7：自社が製造または提供する製品及び包装・梱包材における省資源化量やプラスチック資源循環量、循環経済型ビジネスの推進等

注8：自社事業活動における化学物質の排出量や管理方法等

注9：自社が製造または提供する製品に含まれる特定化学物質の量や管理方法等

注10：水リスク評価や、水の使用量や、排水の再生使用量、雨水の利用量等

注11：事業所内におけるビオトープの構築、緑地管理、希少種の保護や事業所外における森林・河川・海洋保全等

注12：環境関連遵法管理に関する全社方針・規程の立案・策定及び、その方針や規程に沿った遵法管理の設定

注13：最新の法規制動向、自社環境リスク管理体制、自社内で起こった事故事例等の共有を含めた遵法に対する意識向上教育の推進

#### 《別表1》西芝電機環境関連物質リスト ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	含有濃度の禁止閾値	参照法令及び規制
A 0 1	アスベスト類	意図的添加又は0.1%	EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止） シッカリサイクル条約
A 0 2	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するもの）	意図的添加又は特定アミンとして30ppm	EU REACH 規則
A 0 3	カドミウム／カドミウム化合物	100ppm(注1,注2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 シッカリサイクル条約
A 0 4	六価クロム／六価クロム化合物	1000ppm(注1,注2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 シッカリサイクル条約
A 0 5	鉛／鉛化合物	1000ppm(注1,注2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 シッカリサイクル条約
A 0 6	水銀／水銀化合物	1000ppm(注1,注2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 シッカリサイクル条約
A 0 7	クロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 0 8	ハロン（Halons）（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 0 9	他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 1 0	四塩化炭素（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 1 1	1. 1. 1-トリクロロエタン（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約

番号	物質（群）名	含有濃度の禁止閾値	参照法令及び規制
A 1 2	ハイドロクロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 1 3	ハイドロプロモフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 1 4	臭化メチル（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 1 5	ブロモクロロメタン（オゾン層破壊物質）	意図的添加	モントリオール議定書 オゾン層保護法 シッカリサイクル条約
A 1 6	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	50ppm(注1)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII シッカリサイクル条約
A 1 7	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	1000ppm(注1)	化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則（注7） EU RoHS 指令 シッカリサイクル条約
A 1 8	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）	意図的添加又は 50ppm	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 シッカリサイクル条約
A 1 9	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1以上のものに限る）（注3）	意図的添加又は 50ppm	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 シッカリサイクル条約
A 2 0	放射性物質	意図的添加	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法 シッカリサイクル条約
A 2 1	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加又は 1%	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 シッカリサイクル条約
A 2 2	トリブチルスズ（TBT）	意図的添加又は 1000ppm（注4）	EU REACH 規則 付属書 XVII シッカリサイクル条約
A 2 3	トリフェニルスズ（TPT）	意図的添加又は 1000ppm（注4）	EU REACH 規則 付属書 XVII シッカリサイクル条約
A 2 4	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO）	意図的添加又は 1000ppm（注4）	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII シッカリサイクル条約
A 2 5	欠番（旧 4-アミノジフェニル及びその塩）	-	-
A 2 6	欠番（旧 アルドリン）	-	-
A 2 7	欠番（旧 エンドリン）	-	-

番号	物質(群)名	含有濃度の禁止閾値	参照法令及び規制
A 2 8	欠番(旧 黄りん(マツチ))	-	-
A 2 9	欠番(旧 クロルデン類)	-	-
A 3 0	欠番(旧 N, N'-ジトリルーパラーフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリルーパラーフェニレンジアミン、N, N'-ジキシリルーパラーフェニレンジアミン)	-	-
A 3 1	欠番(旧 ダイオキシン類)	-	-
A 3 2	欠番(旧 DDT)	-	-
A 3 3	欠番(旧 ディルドリン)	-	-
A 3 4	欠番(旧 トキサフェン)	-	-
A 3 5	欠番(旧 2, 4, 6-トリー-t-ブチルフェノール)	-	-
A 3 6	欠番(旧 β-ナフチルアミン及びその塩)	-	-
A 3 7	欠番(旧 4-ニトロジフェニル及びその塩)	-	-
A 3 8	欠番(旧 ビス(クロロメチル)エーテル)	-	-
A 3 9	欠番(旧 ヘキサクロロベンゼン)	-	-
A 4 0	欠番(旧 ベンジジン及びその塩)	-	-
A 4 1	欠番(旧 ベンゼン)	-	-
A 4 2	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-t e r t -ブチルフェノール	意図的添加	化審法 第一種特定化学物質
A 4 3	欠番(旧 マイレックス)	-	-
A 4 4	欠番(旧 ケルセン又はジコホル)	-	-
A 4 5	欠番(旧 ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン)	-	-
A 4 6	テトラクロロエチレン	意図的添加	西芝独自規制

番号	物質（群）名	含有濃度の禁止閾値	参照法令及び規制
A 4 7	トリクロロエチレン	意図的添加	西芝独自規制
A 4 8	ジクロロベンゼン	意図的添加	西芝独自規制
A 4 9	ジクロロメタン（塩化メチレン）	意図的添加	西芝独自規制
A 5 0	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOs）又はその塩	意図的添加	化審法 第一種特定化学物質EU POPs 規則
A 5 1	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名PFOs F）	意図的添加又は1000ppm	化審法 第一種特定化学物質EU POPs 規則
A 5 2	欠番（旧 ペンタクロロベンゼン）	-	-
A 5 3	欠番（旧 r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン））	-	-
A 5 4	欠番（旧 r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン））	-	-
A 5 5	欠番（旧 r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン））	-	-
A 5 6	欠番（旧 デカクロロペンタシクロ[5.3.0.02, 6.03, 9.04, 8]デカン-5-オン（別名 クロルデコン））	-	-
A 5 7	ヘキサブロモビフェニル（PBE類）	1000ppm(注1)	化審法 第一種特定化学物質米国TSCA PBT 規則（注7）EU RoHS 指令 シップリサイクル条約
A 5 8	テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）（PCB類）	意図的添加又は50ppm	化審法 第一種特定化学物質EU POPs 規則 シップリサイクル条約
A 5 9	ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）（PCB類）	意図的添加又は50ppm	化審法 第一種特定化学物質EU POPs 規則 シップリサイクル条約

番号	物質(群)名	含有濃度の禁止閾値	参照法令及び規制
A 6 0	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)(P C B類)	意図的添加又は50ppm	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 シップリサイクル条約
A 6 1	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)(P C B類)	意図的添加又は50ppm	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 シップリサイクル条約
A 6 2	ポリ塩化ターフェニル(略称:P C T)	50ppm	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 6 3	三置換有機スズ化合物(A22, A23, A24を除く)	意図的添加又は1000ppm(注4)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 6 4	フマル酸ジメチル(略称:D M F)	0.1ppm	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 6 5	ジオクチルスズ化合物(略称:D O T)	意図的添加又は1000ppm(注4、注5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 6 6	ジブチルスズ化合物(略称:D B T)	意図的添加又は1000ppm(注4、注5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 6 7	欠番(旧 エンドスルファン(6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド)、(別名:ベンゾエピン)	-	-
A 6 8	ヘキサブロモシクロドデカン(略称:H B C D D)	意図的添加又は100ppm	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A 6 9	一部の芳香族炭化水素(P A H s)	1 ppm(注5)	EU REACH 規則
A 7 0	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(略称:D E H P)	1000ppm(注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 7 1	フタル酸ジブチル(略称:D B P)	1000ppm(注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 7 2	フタル酸ブチルベンジル(略称:B B P)	1000ppm(注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 7 3	フタル酸ジイソブチル(略称:D I B P)	1000ppm(注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 7 4	リン酸トリアリールイソプロピル化物(略称:P I P (3:1))	意図的添加	米国TSCA PBT 規則(注7)
A 7 5	ペルフルオロオクタン酸(略称:P F O A)とその塩、および関連物質	1. P F O Aとその塩 意図的添加又は25ppb	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則

番号	物質（群）名	含有濃度の禁止閾値	参照法令及び規制
		2. PFOA関連物質 1ppm	
A 76	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数9～14に限る）とその塩、および関連物質	1. PFCAs(C9-C14)とその塩 PFCAs(C9-C14)とその塩の合計で成形品や混合物中の 25ppm 2. PFCAs(C9-C14)関連物質 PFCAs(C9-C14)関連物質の合計で成形品や混合物中の 260ppm	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 77	シブトリン	意図的添加又は 1000ppm	AFS 条約 シップリサイクル条約
A 78	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（略称：PFHxS）とその塩、およびPFHxS関連物質	1. PFHxSとその塩 意図的添加の禁止または PFHxSとその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25ppb) 2. PFHxS関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm)	化審法 第一種特定化学物質（注8） EU POPs 規則

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

- （注1） 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。
- （注2） 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で 0.01 重量% (100ppm) を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
- （注3） 塩素数1はEU POPs 規則の対象となるEU仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数≥2を対象とします。

- (注 4) 算出する場合の分子は金属スズ (Sn) としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位 (DBT のみ混合物も含む) とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。
- (注 5) EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (注 6) EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。
- (注 7) 米国有害物質規制法 (The Toxic Substances Control Act, TSCA) 第 6 条 (h) 項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性 (PBT) を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1) の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。
- (注 8) 化審法においては PFHxS 関連物質は指定対象外です。

«別表2»西芝電機環境関連物質リスト ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	欠番 (旧 アンチモン及びその化合物)
B02	欠番 (旧 ヒ素及びその化合物)
B03	欠番 (旧 ベリリウム及びその化合物)
B04	臭素系難燃剤 (PBB類 (A16) またはPBE類 (A17) を除く)
B05	ニッケル及びその化合物 (人体に触れる部分のみ)
B06	一部のフタル酸エステル類
B07	欠番 (旧 ポリ塩化ビニル (略称: PVC))
B08	欠番 (旧 セレン及びどの化合物)
B09	パーフルオロカーボン (略称: PFC類)
B10	ハイドロフルオロカーボン (略称: HF類) C
B11	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )
B12	EU REACH 規則の SVHC (認定対象候補物質) (注 9)
B13	欠番 (旧 赤リン)
B14	米国 TSCA PBT 規則 (5 物質) (DecaBDE (A17)、および PIP (3:1) (A74) を除く) (注 10)
B15	EU RoHS 指令 次期制限候補物質
B16	化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質 (注 11)
B17	PFAS (パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称) (注 12)

(注 9) EU REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(注 10) 米国有害物質規制法 (The Toxic Substances Control Act, TSCA) 第 6 条 (h) 項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性 (PBT) を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混

合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

(注 11) POPs 条約附属書 A（廃絶）への掲載が決定した物質（群）を含む。なお、化審法第一種特定物質の対象に決定した時点でランク A へ移行する。

参照：国連ストックホルム条約における POPs リスト Annex A (Elimination) ;  
<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/AllPOPs/tabid/2509/Default.aspx>

(注 12) Submitted restrictions under consideration – ECHA (europa.eu) ;  
<https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/72301/term>

## 〔改定履歴〕

制定	2008年3月	新規発行
改定1	2009年5月	【様式2－1】の閾値を改定 【様式2－1】にあるコメント欄の説明を修正
改定2	2009年5月	字句訂正（P-3, II-2 西芝の取り組み）
改定3	2009年10月	III－2 据付工事、現地調整、修理などの使役追加, III－6（2）禁止物質数変更43→49, (表1) 禁止物質（群）に物質追加（A44～A49）, 【様式2－1】A21の閾値を改定
改定4	2012年8月	表紙のマーク変更、「I.はじめに」、「III.本ガイドラインの趣旨」追加 II西芝グループの環境保全基本方針」の更新 VI－6（2）禁止物質数変更49→66, (表1) 禁止物質（群）に物質追加（A50～A66）, (表2) 管理物質（群）更新20→12, (表1) と付属資料【様式2－1】の閾値変更
改定5	2013年12月	V－5＜評価項目＞, <選定基準>の更新 【様式1】の更新 【様式2－1】英文版追加
改定6	2014年8月	V－6（2）禁止物質追加（表1）禁止物質（群）に物質追加（A67～A68）
改定7	2015年6月	V－6（2）禁止物質追加 (表1) 禁止物質（群）に物質追加（A69～A73）
改定8	2017年7月	V－6（2）閾値の見直し (表1) 禁止物質（群）の閾値見直し（A70～A73） 注釈(*1)～(*5)の見直し
改定9	2019年10月	【様式2－1】に禁止物質 A70～A73 を追加 旧B04 ビスマス／ビスマス化合物削除 A21 一部の短鎖型塩化パラフィンの閾値修正
改定10	2020年3月	・表紙ロゴの削除 ・改定年月の変更 ・「新規原材料の化学物質の事前評価制度（M S D S）」 を、「新規原材料の化学物質の事前評価制度（S D S）」に変更 ・付属資料【様式2－1】（和文・英文・回答用Excel）の 更新 他
改定11	2020年3月	付属資料【様式1】の更新
改定12	2021年3月	・調査対象物質の変更36→27項目 付属資料【様式1, 2, 3】の更新 様式2－1より（表2）項目を削除 E C P創出WG（104回）にて協議
改定13	2022年12月	・「欧洲」から「EU」への表記統一 ・半角文字から全角文字への変更 ・ランクA：禁止物質（群）の品目数の変更 73物質→49物質

		閾値の見直し
改定14	2023年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランクB：規制物質（群）の品目数の変更 12物質→10物質</li> <li>・付属資料【様式1】の回答用の更新</li> <li>・付属資料【様式2－1】の閾値の改定</li> <li>・付属資料【様式2－2】の英文の追加</li> </ul>
改定15	2024年1月	<p>2023年7月28日に東芝コーポレートから公表された「東芝グループ調達ガイドライン8.1版」に基づき、全面改定</p> <p>【様式2－1】に禁止物質A77を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付属資料【様式2－1】(和文・英文・回答用Excel)の更新</li> </ul>
改定16	2024年3月	<p>西芝電機環境関連物質リストA78を追加</p> <p>注釈(*8)を追加</p>
改定17	2024年4月	<p>«別表2»西芝電機環境関連物質リストランクB</p> <p>注釈を修正</p>

## 付属資料

## 【様式1】取引先環境保全評価リスト

太枠内をご記入下さい

取引先コード		発行日 (YYYYMMDD)	
貴社名			
所在地			
本社住所			
業 態	メーカー		商社(注1)
	その他		
電話番号			
FAX			

《メーカー》	取引先コード	
会社名		
所在地		
本社住所		

(注1)取引先の業態が商社の場合は、御社の評価と調達先メーカーの評価も実施していただき、それぞれ報告して下さい。

(注2)業態欄は、該当項目の左側に○を記入して下さい。

その他は、右側に具体的にご記入下さい。(役務/ソフト設計など)

(注3)本報告内容についてエビデンスのご提供をお願いする場合があります。

(注4)取引先の形態が商社の場合は、下表の(注4)欄○印項目のみご記入ください。

(1)外部認証に関する項目 外部認証は、ISO14001またはそれに準じる環境マネジメントシステムを対象とします。

評価項目	YES/NO	認証取得日／審査予定日 (YYYY-MM-DD)	認証機関	認証No.
外部認証を取得済みである				
外部認証の取得計画がある (但し、回答日以降1年以内に限定)				

取得計画有りは、認証機関が決定していること。

[外部認証取得済みの場合は、認証の写しを提出願います。]

(2)グリーン調達活動に関する項目

評価項目	YES	NO	開始した時期／開始予定日 (YYYY-MM-DD)	評点
1. グリーン調達運用ガイドラインの内容を理解している	10	0		
2. グリーン調達運用ガイドラインの依頼事項に対応している	10	0		
3. 生物多様性保全に取り組んでいる	10	0		
4. グリーン調達を実施している。	15	0		

(3)環境保全活動に関する項目 (上記(1)外部認証項目のいずれかが「YES」の場合は記入不要です)

評価項目	(注4)	YES	NO	評点
環境方針	1. 環境保全に関する企業理念がある	○	5	0
	2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針がある	○	5	0
	3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している	○	5	0
	4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している	○	5	0
	5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である	○	5	0
	6. 環境方針が定期的に見直されている	○	5	0
計画・組織	7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている	○	5	0
	8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている	○	5	0
	9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている	○	5	0
環境侧面・システム	10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		5	0
	11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		5	0
	12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	○	5	0
	13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	○	5	0
	14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	○	5	0
	15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		5	0
	16. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる	○	5	0
	17. 製品アセスメントの仕組みがある		5	0
	18. 緊急事態への対応の仕組みがある	○	5	0
	19. 不適合に対応するための是正処置および予備保全の手順がある	○	5	0
	20. 環境に関する内部監査の仕組みがある	○	5	0
情報公開・開示	21. 環境関連の教育・訓練を実施している	○	5	0
	22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している		5	0
	23. 自社の環境保全に関する情報を公開している	○	5	0
製品含有化学物質管理体制	24. 環境法令・顧客要求等の事項(全廃期限等)をもとに、使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画を文書化し活動が推進されている。	○	5	0
	25. 環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されている。	○	5	0
		(3)合計得点		

## 【様式1】取引先環境保全評価リスト

### 補足説明:(2)グリーン調達活動に関する項目について

- 生物多様性保全の取り組みは、「生物多様性基本法(平成二十年六月六日法律第五十八号)の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していることとします。
- グリーン調達活動の実施とは、環境保全活動を実施している取引先との取引と環境配慮した調達品を優先していることとします。

### 補足説明:(3)環境保全活動に関する項目について

- 外部認証取得済みでも、(3)の評価をお願いする場合があります。
- No. 24、25 製品含有化学物質管理体制の項目は、JAMPが提供する最新の「製品含有化学物質ガイドライン」をご参照願います。

### (4)ランク判定

評価結果		メーカー		商社	
ランク	総得点	評点(点数は(2)と(3)の合計)	ランク	評点(点数は(2)と(3)の合計)	ランク
		超170点 または (1)外部認証項目がYES	S	超145点 または (1)外部認証項目がYES	S
		155点～170点未満	A	130点～145点未満	A
		100点～155点未満	B	75点～130点未満	B
		50点～100点未満	C	25点～75点未満	C
		50点未満	D	25点未満	D

## 【様式2-1】環境関連規制化学物質含有有無及び含有量調査書

調査対象の規制化学物質の含有有無及び含有量に関し、以下の通り回答します。

会社名	製造メーカー	商社	YYYYMMDD 回答日
部署・役職			
氏名			
TEL			
E-MAIL			

含有化学物質調査方法	
自社調査	
第三者機関調査	
その他	

1. 対象品 (同一シリーズ、類似品でも回答内容が異なる場合は、調査書を分けて下さい。)

西芝手配コード／製品コード	品名	メーカー名	型式／定格	別紙有無
				無

2. 回答欄

番号	物質（群）名	使用例	含有濃度の閾値	意図的添加	閾値以上の含有	含有量(ppm)	コメント（含有部位を具体的にご記入願います）	規制シ R
A01	アスベスト類	ブレーキイング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、顔料、塗料、外殻	意図的添加	無	無			○
A03	カドミウム／カドミウム化合物	顔料、耐熱表面処理、電気・電子材料、光学材料、安定剤、樹脂材料、樹脂用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料	100ppm又は意図的添加	無	無			○ ○
A04	六価クロム／六価クロム化合物	顔料、塗料、イキ、触媒、めつき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理、カーメト処理、塗料密着性向上	1000ppm又は意図的添加	無	無			○ ○
A05	鉛／鉛化合物	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料	1000ppm又は意図的添加	無	無			○ ○
A06	水銀／水銀化合物	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、スイッチ類、高効率発光体	1000ppm又は意図的添加	無	無			○ ○
A07	クロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A08	ハロン（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A09	他の完全にハログン化されたクロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A10	四塩化炭素（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A11	1,1,1-トリクロロエタン（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A12	ハイドロクロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A13	ハイドロプロモフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A14	臭化メチル（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A15	プロモクロロメタン（オゾン層破壊物質）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	意図的添加	無	無			○
A16	ボリ臭化ビフェニル類（PBB類）	難燃剤	50ppm又は意図的添加	無	無			○ ○
A17	ボリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	難燃剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○ ○
A18	ボリ塩化ビフェニル類（PCB類）	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	意図的添加	無	無			○
A19	ボリ塩化ナフタレン（塩素原子数が2以上）	潤滑油、塗料、難燃剤、プラスチック安定剤（電気特性、耐炎性、耐水性）	意図的添加	無	無			○
A20	放射性物質	光学特性（トリウム）	意図的添加	無	無			○
A21	一部の短鎖型塩化パラフィン	塩ビ可塑剤、難燃剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A22	トリブチルスズ（TBT）	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A23	トリフェニルスズ（TPT）	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A24	酸化トリブチルスズ（TBTO）	防腐剤、防カビ剝離剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A70	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	可塑剤、染料、顔料、塗料、イキ、接着剤、潤滑剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A71	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	可塑剤、染料、顔料、塗料、イキ、接着剤、潤滑剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A72	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	可塑剤、染料、顔料、塗料、イキ、接着剤、潤滑剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A73	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	可塑剤、染料、顔料、塗料、イキ、接着剤、潤滑剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
A77	シブトリリン	塗料、防汚剤	1000ppm又は意図的添加	無	無			○
備考		いずれかの環境関連規制化学物質が存在する場合、全廃（代替）予定期間、代替部品の部品コード、リリース時期などをご記入願います。						
製造中止欄		製造中止時期（予定）		製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に記入の上、製造中止時期をご回答願います。				

・規制欄：シ…シップリサイクル条約に関わる物質、R…RoHS規制に関わる物質

【様式 2－2】環境関連規制化学物質含有有無及び含有量調査書 対象品追加表

調査対象の規制化学物質の含有有無及び含有量に関し、以下の通り回答します。

本誌の枚数を欄外右上にページ番号として記入して下さい。 例) 2枚の時、P-1/2, P-2/2

## 【Format 2-1】Use/Non-use Declaration of Environment-related Substances

The company concerned guarantees that all items filled below are correct.

Manufacturers	Trading company
Company	
Title/Sect.	
Name	
TEL	
E-MAIL	

YYYYMMDD

Date

Survey Methods for Chemical Substance Content	
In-house survey	
Third-party survey	
Other	

1. Parts /units to be declared (If the contents are different even if they are same series, similar products, please separate )

Nishishiba Part Number	Article name	Name of maker	Model / Rating	Additional Sheets (Y/N)
				N

2. Check list

No.	Material / Substance Category Name	Examples of Use	Threshold level	Intentional addition (Y/N)	contain more than threshold (Y/N)	Material Substance Mass (ppm)	If Yes, information on where it is used.	Regulation*	
								S	R
A01	Asbestos	Brake lining pad, insulator, filler, abrasive, pigment, talc, adiabatic material	(a)	N	N			○	
A03	Cadmium / Cadmium compounds	Pigment, anti-corrosion surface treatment, electric and electronic materials, optical material, stabilizer, plating, pigment for resin, fluorescent, electrode, solder, electric contact, contact point, zinc plating, stabilizer for PBC	100ppm or (a)	N	N			○	○
A04	Hexavalent Chromium / Hexavalent Chromium Compounds	Pigment, paint, ink, catalyst, plating, anti-corrosion surface treatment, dye, paint dryer, surface treatment, chromate treatment, paints adhesion enhancement, anti-corrosion	1000ppm or (a)	N	N			○	○
A05	Lead / Lead Compounds	Rubberhardener, pigment, paint, lubricant, plastic stabilizer, materials for battery, free-cutting steels, optical materials, X-ray shielding in CRT glass, electrical solder material, mechanical solder materials, curing agent, vulcanizing agent, ferroelectrics, resin stabilizer, plating, metal alloy, resin additives	1000ppm or (a)	N	N			○	○
A06	Mercury / Mercury Compounds	Fluorescent bulb, contact point material, pigment, anti-corrosion, switches high-efficiency phosphor, antibacterial treatment,	100ppm or (a)	N	N			○	○
A07	Chlorofluorocarbons (OFCs) (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A08	Halons (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A09	Other fully halogenated GFCs (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A10	Carbon tetrachloride (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A11	1, 1-Trichloroethane (Methyl/chloroform) (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A12	Hydrochlorofluorocarbons (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A13	Hydrobromofluorocarbons (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A14	Methyl/bromide (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A15	Bromochloromethane (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	(a)	N	N			○	
A16	Polybrominated Biphenyls (PBBs)	Flame retardant	50ppm or (a)	N	N			○	○
A17	Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	Flame retardant	1000ppm or (a)	N	N			○	○
A18	Polychlorinated Biphenyls (PCBs)	Insulation oil, lubricant oil, electrical insulation medium, solvent, electrolytic solvent, electrolytic solution, Plasticizers, fire retardants, coatings for electrical wire and cable, dielectric sealants	(a)	N	N			○	
A19	Polychlorinated Naphthalenes (more than 2 chlorine atoms)	Lubricant, paint, stabilizer (electric characteristic, flame-resistant, water-resistant) insulator, flame retardant	(a)	N	N			○	
A20	Radioactive Substances	Optical properties (thorium), measuring devices, gauges, detector	(a)	N	N			○	
A21	Certain shortchain Chlorinated Paraffins	Plasticizer for PVC, flame retardant	1000ppm or (a)	N	N			○	
A22	Tributyl Tin (TBT)	Stabilizer, antioxidant, antibacterial and antifungal agents, antifoulant, antisepic, anti-fungal agent, paint, pigment, antistaining	1000ppm or (a)	N	N			○	
A23	Triphenyl Tin (TPT)	Stabilizer, antioxidant, antibacterial and antifungal agents, antifoulant, antisepic, anti-fungal agent, paint, pigment, antistaining	1000ppm or (a)	N	N			○	
A24	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	Antiseptic, antifungal agent, paint, pigment, antistaining, refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner	1000ppm or (a)	N	N			○	
A70	Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	Plasticizer, dye, pigment, paint, ink, adhesive, lubricant	1000ppm or (a)	N	N			○	
A71	Dibutyl phthalate (DBP)	Plasticizer, dye, pigment, paint, ink, adhesive, lubricant	1000ppm or (a)	N	N			○	
A72	Bis(butylbenzyl) phthalate (BBP)	Plasticizer, dye, pigment, paint, ink, adhesive, lubricant	1000ppm or (a)	N	N			○	
A73	Diisobutyl Phthalate (DIBP)	Plasticizer, dye, pigment, paint, ink, adhesive, lubricant	1000ppm or (a)	N	N			○	
A77	Cybutryne	paint, antifouling agent	1000ppm or (a)	N	N			○	
Remarks 1	For prohibited use, please fill in abolition (substitution) schedule time, the part code of a substitute part, release time, etc.								
	Production stop	Production stop schedule (plan)		If you have a plan to stop production of this parts / units in the near future, please write the schedule.					

\*Regulation column : S---Substances related to the Ship Recycling Treaty, R---Substances related to the RoHS Regulation

**【Format 2-1】 Use/Non-use Declaration of Environment-related Substances / Additional table covered items**

The company concerned guarantees that all items filled below are correct.

(P- / )

Please write the number of sheets as a page number in the upper right corner of the margin.

ex) When the number of sheets is 2, P-1/2, P-2/2

**発行元  
西芝電機株式会社  
生産調達部**